

【国民投票法＝改憲手続法の「カラクリ」】 自由法曹団編

2009/10/30 平岡聡史

第1部：国民投票法（改憲手続法）案を読み解く

0. <筆を取った思い>

「改憲は私たち一人ひとりの人生とこの国、この社会の命運を決める「天下の大事」
国民投票法は「その成否を左右しかねない憲法に反する「希代の悪法」

2006年の通常国会では上程するも不成立、継続審議へ（←2007年5月に自民党案で可決）

・自公両党の執念—3つの狙い

①改憲の為の手がかり、実績作り

②両院に「憲法審査会」を作り改憲は告ぎ原案の審議に入ること、国会内外の改憲ムード作り

③改憲勢力の金銭的援助、障害をできるだけ排除するような「カラクリ」を作り、国民投票で「勝利」

自民案と民主案は9割方同じ（投票の年齢制限の違い等）

国民は国民投票方の早期制定を求めている⇔国民は法案をよく知らない

1. そもそもの反対から、法案内容の「告発」に踏み込む

国民投票法は明らかに「壊憲」の為の手続法

←日本を「アメリカとともに海外で戦争をする国」にする

←憲法九十九条に基づき、違憲

国会では改憲勢力の議席数が多いので、国民世論作りが大事

2. 国会法「改正」のねらい—改憲発議原案の審議、作成そして提出

憲法審議会で改憲案の審議、作成、提出がなされるようになる

国民投票法の成立によって、非武装・非戦の平和主義を根底から壊す改憲案の審議が開始されてしまう

3. 憲法違反—「壊憲」のための国民投票制度

国民投票の仕組みや手続きに、「カラクリ」や「毒」を盛り込み、国民の主権・憲法改正件を実質的に奪う

- ①できるだけ広範な国民の意思
- ②自由かつ十分な投票運動の補償、中立公正な情報提供
- ③投票結果に国民の意思を性格に反映
- ④もしものときの司法的救済の確保

4. 改憲勢力絶対有利の不公正ルール

改憲派に明らかに有利な「議席比」による格差

憲法改正案広報協力議会

- ・改憲派絶対有利の宣伝（ラジオ、テレビ、人文の無料意見広告枠）
- ・国民からの代表らによる「公正・中立な第三者機関」を作るべき
- ・改憲賛否双方イコールの枠でのマスコミ無料利用の権利の保障を検討すべき
- ・イタリアの例

マスコミ利用の宣伝力は金次第

←改憲派によるマインドコントロール

→議席比ではなく、賛成反対の観点で配分すべき